

## 旭川市住宅雪対策補助対象工事基準

<b>融雪施設設置工事</b>	<b>融雪施設の設置</b>
	1 融雪槽又は融雪機（固定式のもの）の設置
	2 ロードヒーティングの設置
	3 上記以外の融雪施設の設置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪施設の融雪水は、直接敷地外に流れ出て、凍結、凍上等で道路や隣地へ影響を及ぼすことのないように排水処理を適正に行うこと</li> <li>・融雪水の排水管を道路側溝等に接続する時、又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、<u>工事着手前に道路占用許可の手続を行うこと</u>（既存の排水管に接続する場合にも必要な場合があります。）</li> <li>・投雪口は、格子蓋等による落下防止などの安全設備の配慮があるものとする（ただし、落下などの危険がない構造の場合はこの限りでない）</li> <li>・熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音、排気等に十分配慮すること</li> </ul>
<b>雪対策のための住宅改修工事（一戸建住宅のみ対象）</b>	<b>屋根雪対策</b>
	4 屋根ルーフヒーターの設置
	5 勾配屋根を無落雪屋根（M形屋根、フラット屋根（屋根勾配 3/100 程度））へ改修
	6 滑雪する屋根材（カラートタン等）を落雪しづらい屋根材（砂付きルーフィング等）へ変更
	7 雪庇切り金物の設置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも改修前の状況で建築基準法関係規定に抵触していないこと</li> <li>・無落雪屋根への改修は、隣地への軒先の雪・氷せり出し防止策を講じることで、また、積雪の重さに耐えられる構造体であること</li> <li>・雪庇切り金物の設置は、原則として無落雪屋根への設置に限る</li> </ul>
	<b>雪よけ屋根の設置</b>
8 玄関アプローチの通行上必要な部分へ屋根の設置を行うもの	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関アプローチを兼ねたカーポートは、幅3.4m以上（柱芯間）のものでアプローチのための幅1.5mの部分のみ対象</li> <li>・風除室は新たに屋根を設ける場合のみ対象</li> </ul>
<b>共通</b>	9 上記工事に伴って最低限必要になる附帯工事 (例) ・ 諸経費                      ・ 養生、整理清掃その他工事に必要な仮設工事 ・ 対象工事に直接関係する撤去、下地、復旧工事
	10 その他住宅の雪対策の向上に効果があると市長が認めた工事

対象にならない工事の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融雪施設等の改修</li> <li>・ 屋根の塗装塗替え・張替え、防水改修</li> <li>・ 屋根勾配の向きの変更や勾配のある屋根への改修</li> <li>・ 玄関アプローチを兼ねない駐車用カーポートの設置</li> <li>・ 既に屋根がある玄関への風除室の設置     など</li> </ul>

- ・ 融雪施設設置工事は新築住宅も対象です。  
（融雪施設工事が本体工事とは別契約で、かつ、工事契約前である必要があります。）
- ・ 併用住宅は、非住宅部分の延べ面積の合計が全体の延べ面積の 1 / 2 以下かつ 5 0 ㎡以下の建物に限り対象とします。ただし、専ら住宅以外の用途のために使用されるものは対象外となります。
- ・ 居住者のいない空き家や別荘は対象外です。
- ・ 各種調査費、申請手続代行費、住設備延長保証料、収入印紙代などは対象外です。
- ・ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

**市役所からのお願い**

**道路への雪出しをしないようにし、  
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。**